

適正な象牙取引の推進に関する官民協議会について

令和 4 年 1 0 月 5 日

官民協議会事務局

1. 趣旨

象牙・象牙製品を含む希少野生動植物種については、従前より絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく厳格な国内取引規制及びそれに係る普及啓発等を行っているところである。より効果的な取組を検討・実施するために専門家・関係者が協議を行う場として、適正な象牙取引の推進に関する官民協議会（以下「協議会」という。）が平成 28 年（2016 年）5 月に設置された。

象牙等の違法取引を徹底的に排除するためには、官民が引き続き連携し、より効果的な法執行、制度の普及啓発等の様々な取組を実施すること、また、継続的に課題を抽出し解決していくことが重要である。また、ワシントン条約締約国会議等、国際社会の関心は依然として高いことから、日本の象牙取引の現状、課題及び取組状況について、国内外に情報発信を行うことも必要である。

2. 構成員

協議会は、象牙関係省庁会議を構成する省庁、関係業界、団体等で構成するものとし、別紙のとおりとする。必要に応じて協議会の構成員等を追加できる。

事務局については、政府関係構成員（環境省野生生物課、経済産業省生活製品課^{※1}）と民間関係構成員（構成員の中より選出：ヤフー、象牙組合^{※2}）が共同で担うものとする。

※ 1 政府構成員：環境省自然環境局野生生物課、経済産業省製造産業局生活製品課

※ 2 民間関係構成員：ヤフー株式会社、日本象牙美術工芸組合連合会

3. 検討事項

- ① 各主体の現状の報告及び課題について
 - ・ 関係省庁における取組
 - ・ インターネット商取引（インターネットオークションを含む）事業者等の取組
 - ・ 象牙製品を取り扱う関連業界団体及び所属事業者の取組 等
- ② 国内外に対する広報・情報発信のあり方の検討と実施
 - ・ 上記の取組についての国内外への広報・情報発信

以上

構成員 (※は事務局)

【政府関係機関】

- ・ 警察庁生活安全局生活経済対策管理官付
- ・ 外務省国際協力局地球環境課
- ・ 財務省関税局業務課
- ・ 文化庁文化財第一課
- ・ 経済産業省貿易経済協力局野生動植物貿易審査室
- ・ 経済産業省製造産業局生活製品課 ※
- ・ 環境省自然環境局野生生物課 ※

【民間関係機関】

- ・ 一般社団法人セーファーインターネット協会 (第7回より参加)
- ・ 一般社団法人東京古物商防犯連盟
- ・ 違法情報等対応連絡会
- ・ 株式会社ディー・エヌ・エー
- ・ 公益社団法人全日本印章業協会
- ・ 全国印判用品商工連合会
- ・ 全国質屋組合連合会
- ・ 全国邦楽器商工業組合連合会
- ・ 日本象牙美術工芸組合連合会 ※
- ・ ヤフー株式会社 ※

【有識者】

- ・ 石井 信夫 東京女子大学名誉教授
- ・ 金子 与止男 岩手県立大学元教授
- ・ 寺田 佐恵子 玉川大学 リベラルアーツ学部 講師

【オブザーバー】

- ・ TRAFFIC